告　示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日

埼玉県川越県土整備事務所長　坂　田　竜　也

65721695f09d2de5ae53a7ac6de4b84f

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道さいたまふじみ野所沢線	ふじみ野市上福岡四丁目八〇三二番四地先から同市上福岡四丁目八〇三〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	令和八年十一月六日	令和四年二月十五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長八一・二三メートル